

# 重 要

入居者の皆様へ

## 菊池市営住宅管理条例等の一部改正について（お知らせ）

このことにつきまして平成19年4月、東京都町田市のだ営住宅において、暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを受け、国が調査を行った結果、公営住宅における暴力団員による不法行為等が全国的に多数発生していることが明らかになりました。

このような状況を踏まえ、菊池市でも市営住宅等の入居者及び周辺住民の生活の安全のため、市営住宅への入居者、同居者等から暴力団員を排除することとし、以下の概要で条例を一部改正しました。

### 【改正の内容】

#### (1) 入居者の資格

今後は、入居申込者や同居しようとしている親族が、暴力団員である場合は、市営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅及び単独住宅に入居できません。

#### (2) 同居の承認

市営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅及び単独住宅に新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は、同居が認められません。

#### (3) 入居の承継（名義変更）

名義人の死亡、転出等により入居の承継（名義変更）をしようとする者が暴力団員である場合は、承継（名義変更）が、認められないため、退去を請求することになります。

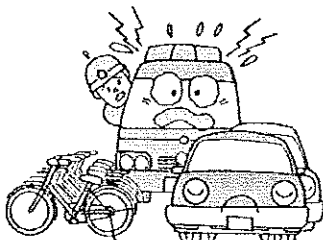
#### (4) 明渡し請求

市営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅及び単独住宅の入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合には、市長は住宅の明渡しを請求することができることとなります。

【施行される日】平成20年6月19日から施行されます。

### ◆お願い

車を住宅内の通路に駐車しますと入居者や緊急車両等の通行の妨げになりますので、ご注意ください。



菊池市役所／建設部都市整備課／住宅係  
(☎0968-25-7243)